

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 運営規程 別紙料金表						
訪問リハビリテーション費		法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。 (ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)				
		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費	1回につき	308	¥3,418	342	684	1026
注 高齢者虐待防止措置未実施減算			上記単位数の1%減			
注 業務継続計画未策定減算			上記単位数の1%減			
注 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合			上記単位数の10%減			
注 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合			上記単位数の10%減			
注 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合			上記単位数の15%減			
【その他加算】						
		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき(退院(所)日又は新たに要介護認定を受けた日から3月以内)	+200	¥2,220	222	444	666
事業所の医師が診療を行わなかった場合の減算	1回につき	-50	¥-555	-56	-111	-167
介護予防訪問リハビリテーション費						
		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問リハビリテーション費	1回につき	298	¥3,307	331	662	993
注 高齢者虐待防止措置未実施減算			上記単位数の1%減			
注 業務継続計画未策定減算			上記単位数の1%減			
注 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合			上記単位数の10%減			
注 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合			上記単位数の10%減			
注 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合			上記単位数の15%減			
【その他加算】						
		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき(退院(所)日又は新たに要支援認定を受けた日から3月以内)	+200	¥2,220	222	444	666
事業所の医師が診療を行わなかった場合の減算 (基準に該当する場合に限る。)	1回につき	-50	¥-555	-56	-111	-167
12月を超えて指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合(要件を満たさない場合)	1回につき	-30	¥-333	-34	-67	-100